事　務　連　絡
令和８年 11 月 19 日

（　別　記　１　）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について

平素より厚生労働行政につきまして種々御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、児童福祉法施行規則第７条の 10 第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成 26 年厚生労働省告示第 465 号）の一部改正に伴い、小児慢性特定疾病指定医の要件である専門医資格として、一般社団法人日本専門医機構が認定するいわゆる「サブスペシャルティ領域」に係る資格についても、令和８年 12 月１日から対象となります。

つきましては、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知いたしましたので、この件につき御了知の上、貴会員に御周知下さいますようお願い申し上げます。

（別記１）
一般社団法人日本内科学会
公益社団法人日本小児科学会
公益社団法人日本皮膚科学会
公益社団法人日本精神神経学会
一般社団法人日本外科学会
公益社団法人日本整形外科学会
公益社団法人日本産科婦人科学会
公益社団法人日本眼科学会
一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頚部外科学会
一般社団法人日本泌尿器科学会
一般社団法人日本脳神経外科学会
公益社団法人日本医学放射線学会
公益社団法人日本麻酔科学会
一般社団法人日本病理学会
一般社団法人日本臨床検査医学会
一般社団法人日本救急医学会
一般社団法人日本形成外科学会
公益社団法人日本リハビリテーション医学会
一般社団法人日本専門医機構総合診療専門医検討委員会
一般財団法人日本消化器病学会
一般社団法人日本肝臓学会
一般社団法人日本消化器内視鏡学会
一般社団法人日本循環器学会
一般社団法人日本呼吸器学会
一般社団法人日本血液学会
一般社団法人日本内分泌学会
一般社団法人日本糖尿病学会
一般社団法人日本神経学会
一般社団法人日本腎臓学会
一般社団法人日本リウマチ学会
一般社団法人日本消化器外科学会
一般社団法人日本胸部外科学会
一般社団法人日本呼吸器外科学会
三学会構成心臓血管外科専門医認定機構
特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会
一般社団法人日本小児外科学会
一般社団法人日本乳癌学会
公益社団法人日本放射線腫瘍学会

一般社団法人日本アレルギー学会
一般社団法人日本感染症学会
一般社団法人日本老年医学会
公益社団法人日本臨床腫瘍学会
一般社団法人日本内分泌外科学会
一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会
一般社団法人日本集中治療医学会
一般社団法人日本脊椎脊髄病学会
一般社団法人日本脊髄外科学会
一般社団法人日本周産期・新生児医学会
特定非営利活動法人日本小児循環器学会
一般社団法人日本小児神経学会
公益社団法人日本婦人科腫瘍学会
一般社団法人日本手外科学会